

桑名駅西土地区画整理事業区域内での建築物及び工作物等の申請手続きフロー

R8.8.1 桑名駅周辺整備事務所

A:「仮換地の使用収益開始」がされている仮換地

⇒土地区画整理法第 76 条（以下、「法第 76 条」という）の手続きへ

B: 事前使用承諾が可能な仮換地

⇒仮換地の事前使用の手続きへ

■仮換地の整備等

既存建築物の除却(取り壊し)



道路、側溝、上下水道、ガス、電気等のインフラ整備



宅盤造成、杭設置、測量



寸法図作成（座標等）



事前使用承諾が可能な仮換地と市が判断

※一部使用の場合もあります

※仮換地周辺の整備状況により、仮換地の使用制限がかかる場合があります

■仮換地の事前使用の手続き

《 市 》「仮換地の事前使用願」の用紙・図面を作成



《 地権者 》「仮換地の事前使用願」署名・提出



《 市 》「仮換地の事前使用願」受理、決裁【1 週間～10 日程度】



《 市 》「仮換地の事前使用承諾書」を地権者宛に交付



■法第 76 条の手続き

《 建築主 》法第 76 条の申請書の作成・提出(申請図書チェックリスト(以下チェックリスト)(1)参照

※事前使用承諾前でも、法第 76 条の申請内容の確認が可能です。

申請書一式のコピーを窓口又はメール等でお送りください。



《 市 》法第 76 条の申請書の受理、決裁【1 週間～10 日程度】



《 市 》建築主へ法第 76 条の許可書の交付



《工事施行者》現地確認届（着手前）（チェックリスト(4)参照）提出・立会い

同日でも可



工事着手～工事完了



《工事施行者》現地確認届（完了後）提出・立会い（チェックリスト(4)参照）

※許可後に変更等が生じた場合は、「変更許可申請書」（チェックリスト(2)参照）の提出が必要です。

（1 週間～10 日程度で変更許可書を発行）ただし、軽微な変更に該当する場合は「軽微な変更届出書」（チェックリスト(3)参照）の提出に代えることができます。

※建築工事着手及び完了には、建築基準法に基づく手続きが別途申請必要です。（法第 76 条の申請手続きと並行して進めていただいても構いません。）

事前使用願 様式例
(作成は市が行います)

令和 年 月 日

桑名都市計画事業桑名駅西土地地区画整理事業

施行者 桑名市

代表者 桑名市長 伊 藤 徳 宇 様

住 所 _____

氏 名 _____

仮換地の事前使用願

私は、平成●●年●月●日付駅第●●号で仮換地指定通知があった仮換地について、下記により事前使用したく願出します。

記

1 願出する仮換地

●●街区●画地(●●㎡、別添1図面参照)

2 使用目的

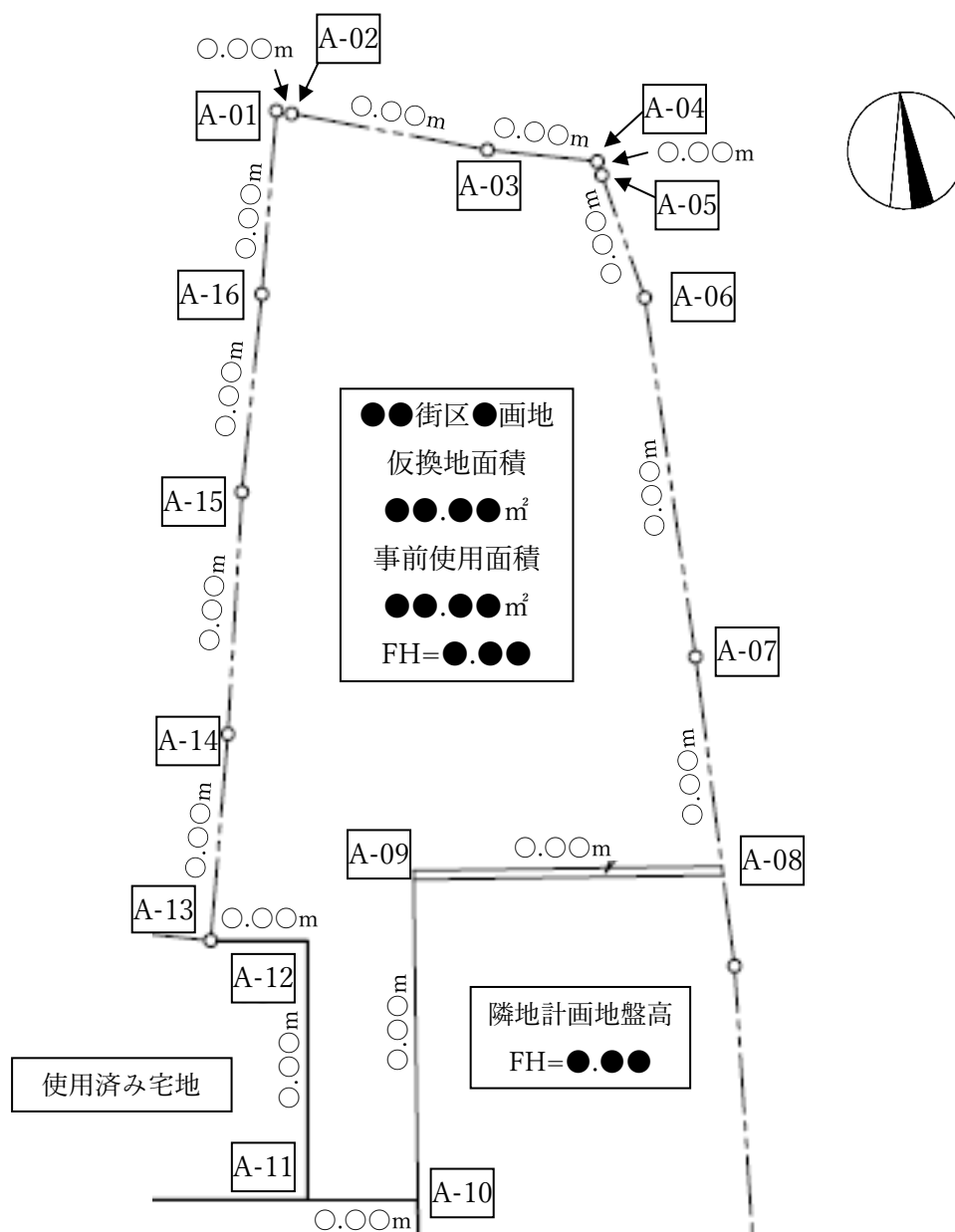
移転促進を目的に、事業の支障となる建築物等物件の移転に伴い建築等行為を行う。

3 使用期間

仮換地の事前使用承諾日から使用収益開始日の前日まで。

事前使用願 様式例
(作成は市が行います)

●●街区●画地



注) 辺長：小数点第3以下切り捨て
高さ：小数点第3四捨五入

※①本図面は仮換地指定通知時にお渡ししている仮換地図の拡大図です。

※②仮換地面積は図上で求積しています。

※③今回、画地全体を出来形確認測量（実測）し、事前使用面積及び辺長を表示しています。

「隣地計画地盤高」は、隣地の計画地盤高を示しています。

「使用済み宅地」の高さについては、実測してご確認ください。

なお、境界沿いにブロック積等構造物を設置する場合は十分考慮して設計・施工してください。

※④今後、仮換地面積と事前使用面積の増減が生じている場合は、使用収益開始通知時に仮換地面積等を変更する予定です。なお、面積の増減は、事業終了時に清算しますので、ご承知おきください。